

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 24 日

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館
契約担当者 総支配人 倉科 一郎

1 調達内容

- (1) 件 名 国家公務員共済組合連合会熊本共済会館
令和 7 年度繊維製品賃貸借契約
- (2) 規格及び数量 仕様書により別途説明する。
- (3) 契 約 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争参加資格

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格「役務の提供」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること、又は令和 7・8・9 年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
(ただし、当会館に競争参加資格審査申請をしていない場合は、「資格審査結果通知書」(写)を入札時まで当会に提出すること。)
- (3) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な契約の履行が確保される者であること

3 入札の執行日時等

- (1) 入札説明会の日時及び場所
説明会無し

※入札参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

- ①入札参加申込書②秘密保持誓約書③暴力団排除に関する誓約書
- ④熊本共済会館競争参加資格または全省庁統一資格の「資格審査結果通知書」の写し、ただし④の資格を有していない者は、熊本共済会館「競争参加資格登録申請書」(添付書類含む)を同時に提出するものとする。なお、提出された書類を審査のうえ、入札参加資格のない者には電話にて連絡するものとする。

●提出期限

令和 7 年 3 月 10 日 (月) 午後 6 時必着
(持参の場合終日受付時間は午前 9 時から午後 6 時まで)

●提出場所

熊本共済会館 (KKR ホテル熊本) 用度課

(2) 入札執行の日時及び場所

令和7年3月12日(水) 15時00分

KKRホテル熊本館内にて

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

(3) 郵便入札、電信入札及びは不可とします。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 問い合わせ先

〒860-0001 熊本県熊本市中央区千葉城町 3-31

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館 用度課

電話 096-355-3477

5 契約に係る情報の公表について

当会においては契約の競争性及び透明性を確保し、契約の適正化を図るべく取り組みを進めており、以下のとおり契約に係る情報を当会のホームページで公表することとしているため、情報の公表に同意の上で、本件入札に参加すること。

なお、第3項第2号に掲げる入札執行日に入札関係図書を提出し、入札参加を認められた時点をもって情報の公表に同意したものとみなす。

入札参加をしたにもかかわらず、情報の公表に協力をしない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表する情報

ア 契約件名

イ 契約締結日

ウ 契約の相手方の称号又は名称

エ 契約方式

オ 契約金額

(2) 公表日

四半期毎に公表(例: 4月から6月までに契約締結した場合は7月に公表)

入札参加申込書

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館
契約担当者 総支配人 倉科 一郎 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

令和 7 年 2 月 24 日付けで公告のありました、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館
令和 7 年度繊維製品賃貸借契約に係る一般競争入札参加について、下記の書類を添えて申
みます。

記

1. 秘密保持誓約書

1. 暴力団排除に関する誓約書

1. 納税証明書 {「その 3 の 3」「法人税」と「消費税及
地方消費税」に未納の税額がないこと (法人用) }

1. 令和 7・8・9 年度資格審査結果通知書 (写)

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館繊維製品賃借（リネンサプライ）契約（以下「本件」という。）の秘密保持に関し熊本共済会館（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

（1）公知の情報

（2）甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報

（3）開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を執ってもかまいません。

（情報の返還）

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、または甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

乙 法人住所

法 人 名

代表者名

印

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

国家公務員公務員共済組合連合会熊本共済会館 殿

所在地 _____

社 名 _____

(ふりがな)
代表者氏名 _____ 印